

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会 規約に関する協議書

西条市長、東予市長、丹原町長及び小松町長（以下「4市町の長」という。）は、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する4市町の長が協議して定める事項について、下記のとおり協議したので協議書を取り交わす。

記

協議して定める事項

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1 規約第3条 | (事務所の位置) |
| 2 規約第5条第1項 | (会長及び副会長の選任) |
| 3 規約第6条第2項 | (4市町の長が定める委員) |
| 4 規約第7条第2項 | (会長の職務を代理する者) |
| 5 規約第12条第3項 | (幹事会及び専門部会の組織及び運営) |
| 6 規約第13条第2項 | (事務局に関する事項) |
| 7 規約第14条 | (経費の負担) |
| 8 規約第15条第1項 | (監査委員) |
| 9 規約第16条 | (財務に関する事項) |

協議して定めた事項

- 1 規約第3条に規定する協議会の事務所の位置について

事務所は、西条市明屋敷164番地 西条市市民会館2階に置く。

- 2 規約第5条第1項に規定する会長及び副会長の選任について

会長には、西条市長	伊藤宏太郎を選任する。
副会長には、東予市長	青野 勝
丹原町長	渡部 高尚
小松町長	塩出 皓治を選任する。

3 規約第6条第2項に規定する4市町の長が定める委員

愛媛県西条地方局長 渡部 綏彦

4 規約第7条第2項に定める副会長のうち会長の職務を代理する者

小松町長 塩出 皓治

5 規約第12条第3項に規定する幹事会及び専門部会の組織及び運営について

幹事会及び専門部会については、別添幹事会規程及び専門部会規程のとおりとする。

6 規約第13条第2項に規定する事務局について

事務局規程については別添のとおりとし、事務に従事する4市町の職員は次表のとおりとする。

所属団体	西条市		東予市		丹原町		小松町	
職名及び氏名	事務局長	真鍋 広行	事務局次長 兼総務班長	倉田 早苗	事務局次長 兼計画班長	渡部 純三	事務局次長 兼調整班長	矢葺 博憲
	総務班	佐々木和己	調整班	膳 茂雄	総務班	戸田 徹	計画班	高橋 壮典
	調整班	近藤 学	計画班	吉井 靖仁				

7 規約第14条に規定する協議会に要する経費について

経費は4市町が負担し、その負担の方法は10分の3を均等割、10分の7を人口割とする。

8 規約第15条第1項の規定により委嘱する監査委員

東予市監査委員 竹形 静雄

丹原町監査委員 越智 實一

9 規約第16条に規定する協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項について

財務規程については別添のとおりとする。

10 協議内容等の変更について

協議内容等に変更が生じたときは別に協議書を取り交わすものとする。

上記協議の証として本書4通を作成し、各1通を所持するものとする。

平成14年7月1日

西条市長 伊藤宏太郎 印

東予市長 青野勝 印

丹原町長 渡部高尚 印

小松町長 塩出皓治 印